

会社法第803条第1項に基づく事前開示書面

2021年4月14日

東京都港区西新橋三丁目16番11号
A I CROSS株式会社
代表取締役 岡部典子（原田典子）

会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の定めに従い、下記のとおり新設分割計画の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 新設分割計画の内容

別紙「新設分割計画書」のとおり、2021年3月31日付で、新設分割計画を作成しました。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本分割の目的に鑑み、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を勘定した結果、新設分割計画書に記載のとおり、新設分割設立会社が発行する株式の数は、100株とすることが相当であると判断いたしました。なお、当社単独での新設分割であり、分割対価は新設分割設立会社の株式のみのため、会社法第763条第7号から第9号に掲げる事項についての定めはありません。

新設分割設立会社の資本金は金100万円、資本準備金の額は金0円、その他資本剰余金の額は株主資本等変動額から資本金の額を除いた金額とします。この金額は、会社計算規則等の法令に定める範囲内であり、かつ、新設分割設立会社の事業規模及び財政状態その他の事情を総合的に勘案し、相当であると判断し決定いたしました。

3. 会社法第763条第1項第12号又は第765条第1項第8号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ. 会社法第763条第1項第12号イ又は第765条第1項第8号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第763条第1項第12号イ又は第765条第1項第8号イに掲げる事項を定めてないので、該当事項はありません。

ロ. 会社法第763条第1項第12号ロ又は第765条第1項第8号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第

2号に掲げる事項

会社法第763条第12号ロ又は第765条第1項第8号ロに掲げる事項を定めてないので、該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

会社法第808条第3項第2号に定める新株予約権を発行しておりませんので、該当事項についての定めはありません。

5. 新設分割株式会社についての次に掲げる事項

イ. 当該新設分割株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設分割株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（株式移転計画等備置開始日後新設分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当すべき事項はありません。

ロ. 当該新設分割株式会社において最終事業年度がない場合にあつては、当該新設分割株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

6. 新設分割が効力を生ずる日以後における当該新設分割株式会社の債務及び新設分割設立会社の債務（当該新設分割株式会社が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び設立会社は、効力発生日以後における債務の履行について問題がない見込みです。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

別紙

新設分割計画書

新設分割会社 A I CROSS株式会社（以下、「甲」という。）は、以下のとおり新設分割を計画する。

（新設分割の方法）

第 1 条 甲は、甲のビジネスチャット事業（InCircleサービス）（以下、「本件事業」という。）に関して有する第 7 条に定める権利義務を、新設分割により設立する会社（以下、「乙」という。）に承継させる。

2 甲は、会社法第 805 条の規定により、株主総会の承認を得ないで新設分割を行う。

（分割期日）

第 2 条 分割をなすべき時期（分割の登記予定日）（以下、「分割期日」という。）は、2021年6月1日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

（定 款）

第 3 条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙 1「定款」のとおりとする。

（設立時役員）

第 4 条 乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 岡 部 典 子

（分割対価の交付及び割当て）

第 5 条 乙は、新設分割に際して普通株式 100 株を発行し、これを甲に交付する。

（設立時資本金及び準備金の額等）

第 6 条 乙の設立時の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

（1）資本金の額 金 100 万円

（2）準備金その他の額 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（承継する権利義務）

第 7 条 甲は、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、分割期日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、契約上の地位、その他の権利義務（承継する権利義務の詳細は、別紙 2「承継権利義務明細表」記載のとおり。）を、分割期日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

(競業禁止義務)

第 8 条 甲は、分割期日から 3 年間、乙が承継する本件事業及びこれに類似する事業を行わないものとする。

(分割条件の変更等)

第 9 条 分割期日までに、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、分割条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

(規定外条項)

第 10 条 本計画に定めるもののほか、新設分割に関して必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲の取締役会の決議により、これを決定する。

以 上

以上の計画を証するため、本書を作成する。

2021年3月31日

新設分割会社 (甲)

東京都港区西新橋三丁目16番11号
A I C R O S S 株式会社
代表取締役 岡部典子 (原田典子)

株式会社 DX クラウド 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 DX クラウドと称し、英文では DXcloud Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットサービスの企画・開発及び運営
- (2) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (3) 業務効率化及び業務改善に関するコンサルティング
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(機関構成)

第 5 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を設置しない。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10 万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

- 2 前項の承認機関は株主総会とする。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、法令の定めるところにより、株主総会の決議によって特定の株主からその有する当社の株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当社は会社法第 1 6 0 条第 2 項及び同条第 3 項の規定を適用しない

ものとする。

(株券の不発行)

第 9 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 13 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 13 条に定める届出印を押印しなければならない。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前 2 項に準ずる。

(手数料)

第 12 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招 集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

3 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

4 第2項の規定にかかわらず、株主総会は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定によって社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、社長が議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(員 数)

第 2 1 条 当社の取締役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 2 2 条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 2 3 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 2 4 条 当社の取締役が 1 名のときは、その者を代表取締役とし、社長とする。

- 2 当社に取締役が 2 名以上いるときは、株主総会の決議によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。ただし、2 名以上の代表取締役が選定されたときは、株主総会の決議によって、代表取締役の中から社長 1 名を定める。
- 3 社長は、当社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第 2 5 条 業務上必要があるときは、株主総会の決議によって、取締役の中から会長、副社長、専務及び常務を定めることができる。

(報酬等)

第 2 6 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 7 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から同年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第28条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

第6章 附則

(本店所在場所)

第30条 当社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 岡部典子

設立時代表取締役 岡部典子

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2021年9月30日までとする。

(附則の削除)

第33条 本定款第6章は、当社の成立の日後、最初の定時株主総会の終結をもって将来に向かって削除されるものとする。

以上

承継権利義務明細表

乙の成立の日において、新設分割により甲から承継する権利義務は、下記に定めるとおりとする。

1. 資 産（なお、知的財産権については下記 4 に記載する）

(1) 流動資産

本件事業に属する売掛債権、貸倒引当金

(2) 固定資産

本件事業に属するソフトウェアの無形固定資産

2. 債 務

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、未払給与、前受金の流動負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件新設分割の効力発生日において、主として本件事業に従事する従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む。）との雇用契約

(2) その他の契約

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

4. 知的財産権

本件事業に関する一切の知的財産権、商標権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

以 上